

福岡レスキューサポート・バイクネットワーク規約（2009年10月4日改正）

（名 称）

本会は、「福岡レスキューサポート・バイクネットワーク」といい、
通称を「福岡RB」という。

（目 的）

第2条 本会は、オートバイの機動力と、それを支援するネットワークにより、災害時における情報収集活動ならびに救援活動を行い、バイクを通して地域社会に貢献することを目的とする。
尚、バイクを使用しない被災者救援活動も活動の範囲内に含まれる。

（基本理念）

本会の活動の基本はボランティアとし、法を遵守し、安全を最優先した活動を旨とし、活動上で発生したトラブルはすべて隊員の自己責任において対応するものとする。

（事 業）

第4条 本会は、第2条に掲げる目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 災害時における支援活動。
- (2) 防災対策にかかわる事業。
- (3) 活動における安全研修事業。
- (4) 全国のRBならびに関係機関との連絡・調整に関する事業。
- (5) 本会のPRと啓蒙活動に関する事業。
- (6) 安全運転に関する啓発、ライダーの資質向上に関する事業。
- (7) その他、目的を達成するために必要な事業。

（組 織）

第5条

1. 本会は、「本部」「支部」で組織する。
2. 本部は福岡県遠賀町浅木 1-27-8 に置き、支部とのネットワークの調整を行う
3. 支部は「北九州」「福岡」「筑豊」「筑後」を基本単位とする。

（会員・賛助会員）

第6条

1. 本会は、会員及び賛助会員で組織する。
2. 隊員は、「正会員」「協力会員」で構成する。
3. 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する者で、本会の活動を資金面から支援する個人・団体・企業とする。
4. 会員は18歳以上とする。
5. 未成年者の入隊時は親権者の承諾書の提出を義務づける。
6. 協力会員に関する規約は別途定める。

(入会・脱会)

第7条

1. 本会に入会しようとする者は、入会申込書を提出し、本会の承認を受けなければならない。
2. 隊員は、脱会しようとする時は、その旨を本会に届け出なければならない。

(除名)

第8条 会員が、次の各号に該当した時は除名することができる。

除名の決定は役員会で行い、出席者の全会一致を要する。

- (1) 本会の名誉を著しく毀損したとき。
- (2) 本会の目的または理念に反し、または秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) 長期にわたり連絡が取れない場合。
- (4) 会員の個人情報および名簿を他に洩らしたり、本会の活動目的外に使用したとき

(役員の種類及び選任)

第9条

1. 本会に、以下の役員を置く。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 代表 | 1名 |
| (2) 副代表 | 2名 |
| (3) マネージャー(会計) | 1名 |
| (4) 監事 | 1名 |
| (5) 顧問 | 1名 |

2. 役員は総会において選任する。ただし欠員が出た場合は役員会にて後任を決定する。
3. 代表が欠員となった場合は役員会にて代行者を選任し、総会にて承認を受ける

(役員の仕事)

第10条

1. 代表は、本会の円滑な運営を行うとともに、本会を総理する。
2. 副代表は、本会を掌握し、災害時には指揮をとる。
3. マネージャーは、本会の経理を担当する。
4. 監事は本会のマネージャーを監査する
5. 顧問は本会の運営の助言を行う

(役員の仕事)

第11条

1. 役員の仕事は2年とする。但し、補欠の役員の仕事は前任者の残任期間とする。
2. 役員は再任することができる。
3. 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその仕事を行わなければならない。

(会議)

第12条

1. 本部主催の会議は、総会と役員会及び各ミーティングとし、代表が召集する。
2. 各支部長は支部単位の会議を開くことができる。
3. 総会は、本会の最高決定機関であり、隊員を持って構成し毎年1回、4月に開催する。
 - (1) 総会の議長は、役員の中から選任する。
 - (2) 総会の議決は、会場に出席した構成員の過半数の同意を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
4. 役員会は、本会の執行機関であり、役員をもって構成し、随時必要なときに開催する。
又、状況に応じて隊員の参加も要請する。
 - (1) 役員会の議長は、代表がこれにあたる。
 - (2) 役員会の議決は、会議に出席した構成員の過半数の同意を持って決し可否同数の場合は、議長の決するところによる。
5. ミーティングは隊員を持って構成し、随時必要なときに開催する。

(顧問及び相談役)

第13条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

(会計)

第14条

1. 本会の会計は、入会金、年会費、賛助金、寄付金等の収入をもってあてる。
2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(年会費)

第15条

1. 正会員の年会費は2,000円とし、協力会員は会費の支払い義務を負わない。
ただし、前年繰越金の状況を考慮し、代表、副代表、マネージャーの合議で減額できる
2. 年会費は毎年2月に翌年度分を徴収する。
3. 会費は、ボランティア保険費、一般通信費、被災地救援物資の調達費、事務用品費等に充てるものとし、活動時の隊員個々の交通費、食費等は含まれない。
4. 学生は会費の義務は負わないものとし、ボランティア保険費のみの負担とする。
5. 途中退会の場合の会費の返還は行わない。

(登録申込書、会員名簿の取り扱い)

第16条

1. 会員登録時に提出された登録申込用紙は代表が保管する
2. 退会した隊員の申込用紙は代表が細かく裁断し廃棄する。
ただし退会時に希望があった場合は本人に返却する
3. 隊員の名簿は、氏名、メールアドレス、住所地の市区町村までを、隊員間に公開する。
4. 上記に正確な住所、電話番号、を含むものは、役員にのみ公開する
5. 公開する名簿は代表が作成する
6. 役員、隊員は、ここで知った個人情報、本会の活動のみに使用し、他へ洩らしてはならない

附 則

この規約は、平成14年 7月 5日より施行する

平成14年11月 3日 第 6 条4. 5 隊員の年齢条件追加

平成14年11月 3日 第 15 条 会費にかかわる条項改正

平成15年11月 2日 第 9 条 インターネット及び一般事務担当役員廃止

平成17年 4月17日 第 9 条 各支部長、隊長を廃止、代表の代行者の条項を追加

平成20年 4月19日 第 6 条 インターネット隊を削除

第 8 条 除名の要件として個人情報の漏洩、目的外使用を追加

第 15 条 年会費の減額の規定を追加

第 16 条 個人情報の取り扱いを新たに定める

平成21年10月 4 日 第 6 条 隊員表記を会員に統一

第 6 条 協力会員を新設

第 15 条 協力会員の年会費無料を規定